



# がんちゃんのIPE通信

IPE (Intellectual Property Education)

## 「知的財産法概説」講演会開催

11月12日(月)の午後1時から2時30分まで、図書館2階の生涯学習・多目的学習室において、亜細亜大学法学部専任講師である小川宏幸先生を講師としてお招きし、「知的財産法概説」と題した講義形式の講演会が開催されました。

岩手大学知財教育実行委員会では、岩手大学における知財教育の、現時点における総括の一つとして、知的財産権に関する入門的な役割を果たす教材の作成を進めていますが、その第一弾として刊行される「知的財産権概論(仮称)」の執筆を、小川先生にご依頼しています。その教材の内容に反映させていただくため、講演会形式の講義をしていただき、学生の反応等から得られたものを、さらに教材へフィードバックしていただくことが、本講演の目的です。



当日は、時間的な制限もあり、知的財産法全体を概説していただく訳にはいきませんでした。同じ知的財産権とよばれる権利であっても、その内容に大きな違いがあることを、著作権と特許権の比較という形で、豊富な事例を挙げ、分かりやすく解説していただきました。

具体的には、まず、知的財産法の構成について、知的財産法を構成するそれぞれの法律の制定目的とともにご紹介いただいた上で、著作権法の目的、著作物の定義、著作者の定義、職務(法人)著作、著作者の権利(著作財産権・著作人格権)、著作権の限界、著作権侵害に対する救済措置に関して解説していただきました。次に、特許法の目的、特許を受けるための要件、職務発明、特許権の及ぶ技術的範囲(均等論)、特許権侵害に対する救済措置に関して解説していただきました。

受講した学生の評価によれば、上に述べた解説を、文化の発展に寄与することを目的とする著作権法の制定目的と、産業の発展に寄与することを目的とする特許法の制定目的とを対比させつつ行っていただいたことが、著作権



と特許権の相違を明確に理解することに役立ったようです。また、著作物の「同一性保持権」の侵害に当たるか否かという問題を、学生にとって身近な、ゲームソフトのプログラム改変という事例で説明していただいたことも、分かりやすかったということです。

(文: 准教授 人文社会科学部専任 吉田夏彦)

### 現代GP活動予定

1月17日  
現代GPフォーラム

### 現代GP活動記録

11月12日  
知的財産講演会「知的財産法概説」  
講師: 小川宏幸(亜細亜大学法学部専任講師)

11月12日~13日、16日  
・全学共通教育科目「情報基礎」の1コマにて  
「著作権と情報」開講  
講師: ACCS(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)  
・全学共通教育科目「市民生活と法」の1コマにて  
「特許交渉と紛争の現場」開講  
講師: 臼井昭彦(元カシオ計算機知財部長)

岩手大学知的財産教育実行委員会

〒020-8550  
岩手県盛岡市上田三丁目18番34号

知財教育推進部事務局

電話 019(621)6749  
FAX 019(621)6749  
Email: chizai@iwate-u.ac.jp

ホームページもご覧ください。  
<http://chizai.iwate-u.ac.jp>

岩手の“大地”と“人”とともに

# 未知の領域＝知的財産教育 その2



平成19年度より、教育学部の「総合演習」なかに関講された「知財教育コース」について、前回に引き続き報告します。今回は、[学生の感想] および [授業の反省点] です。

## [学生の感想]

学生の感想を以下に示す。

### 感想1

授業の中でこれを実際の格好教育に取り入れるためにどのように取り扱えばよいかというディベートで非常に厳しい壁に当たりました。子どもたちにこれが理解できるのだろうか。取り扱うとすればどのような方法にすれば理解しうる授業を作ることができるか。子供たちのこの単元に対する意欲、関心などをどのように高めればよいか。問題は山積みのまま模擬授業に臨む結果になってしまいました。

ですが、実際に授業をしてみて、扱う内容が難しい分だけ、どのようにして噛み砕くかが重要だと気づきました。

### 感想2

知的財産は奥が深い領域だと、学んでみて分かりました。私たちがさえ区分・分類・判別が簡単にはいきません。一言で言えば、「他人のものを真似しては自分のものとしてはいけません。」ということなのかもしれませんが、多くの人の知的財産を守ること、個人の知的財産を守らなければならない。

このようにとても大切だからこそ奥深い知的財産を学校で教育することは、とても意義深いと思います。生活に密着した分野であり、個人の表現の尊重という意味では道徳教育でもあると思います。

### 感想3

特許や著作権、商標という言葉は今まであまり関わる事が無く、関心も知識もなかったが、今回の総合演習を通してこれらのことに少し興味が湧いた。それは外部の弁理士さんの話や、特許を実際に取得した方の体験を聞いたからだと思う。その意味で、有意義な時間であったと思う。

### 感想4

そもそも実践例が少ないし、この講義を受けるまで知的財産教育というものが行なわれていることも良く知らなかった。知的財産教育とは何なのかイメージするのがまずたいへんだった。そもそもなぜ知的財産教育を行なっているのかよくわからなかった。要するに日本は資源がないから頭脳で勝負するということなのだろうが、どうもピンとこないというか、それだけなら漠然としすぎていうか……。それが目的なら授業をする教師が知的財産や創造性教育について確かな知識を豊富に持っていないと、表面的なことしかできないと思われる。今回模擬授業までこぎつけたがとりあえずやってみたという感じしかしなかった。自分たちが考える作業プラスもっと皆で実践例を検討する時間がほしい。

知的財産教育に前向きな感想が圧倒的に多いが、意義を見出せないという感想もあった。また、授業の進め方や班の組み方など、授業改善に関する提案も多くあった。

## [授業の反省点]

知的財産の授業には、知的財産の創造、保護、活用という3つの視点がある。

今回の模擬授業では著作権（「ホームページをつくろう」）や意匠、商標権（「レタリングの技術を使った自分のロゴを作ろう!」、「ブランド（ルイ・ビトン）の歴史」）が知的財産の創造、保護の観点で取り上げられた。

しかし、特許、実用新案などに関しては取り上げられなかったし、知的財産の活用の観点は皆無だった。これは、指導する側の未熟さによるもので、今後の指導の大きな反省点と考える。



(担当：教授 教育学部専任 田中 稔  
准教授 教育学部専任 梶原昌五  
准教授 教育学部専任 田中隆充)